

令和7年4月吉日

保護者 各位

あま市教育委員会
教育長 伊藤 克仁
(公印省略)

令和7年度 学校給食の欠食の取扱いについて

日頃から、本市教育行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。
本市における学校給食の欠食の取扱いにつきまして、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

記

1 長期欠食に該当する要件

病気、けが、転出などの理由で、連続5日（土日、休日を除く）以上、給食を受けることができない場合のみ長期欠食に該当し、給食費の徴収は免除されます。

なお、給食を受けることができない期間が、連続しない飛び石、連続4日以内である場合は、長期欠食に該当しません。

食物アレルギー等の理由により欠食を希望される場合は、別途申請が必要となります。

2 長期欠食する場合（連絡先と期限）

(1) 連絡期限

欠食希望日の3日前（土日、休日除く）の午後4時

(2) 欠食対応可能日

学校から給食センターが上記の条件で連絡を受けた場合、その3日後から欠食対応することが出来ます。

3 長期欠食から給食を再開する場合（連絡先と期限）

(1) 連絡期限

再開希望日の3日前（土日、休日除く）の午後4時

(2) 再開日

学校から給食センターが上記の条件で連絡を受けた場合、その3日後から再開することが出来ます。

4 長期欠食した場合の給食費

長期欠食扱いとなった給食分については、給食費を精算し、減額します。

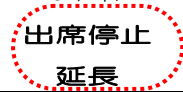
～ 裏面もご覧ください ～

5 インフルエンザ等の出席停止の期間

インフルエンザ等など、学校保健安全法施行規則で定められた出席停止に該当する場合においても、「2 長期欠食する場合」の取扱いと同様、学校から給食センターが連絡を受けた場合、その3日後から欠食対応となります。

但し、出席停止期間が延長する場合、期間中に1日でも欠食しているときは、当日の連絡でも欠食の延長を受付けます。

＜例＞連絡日の違いによるインフルエンザ等による出席停止（5日間）の欠食および延長の可否

	金 	土 1日目	日 2日目	月 3日目	火 4日目	水 5日目	木 6日目 
							
ケース 1		—	—	1 日後 欠食不可	2 日後 欠食不可	3 日後 欠食可能	欠食延長 可能
ケース 2		—	—		1 日後 欠食不可	2 日後 欠食不可	欠食可能 (延長不可)

6 「ラーケーションの日」取得に伴う欠食について

「ラーケーションの日」の取得に伴う欠食の取扱いについては、学校への届出期日※までに『ラーケーションカード』が提出された分を欠食の対象とします。

※学校への届出期日：取得予定月の前月の1日まで（特別な月を除く）

「ラーケーションの日」 取得予定月	保護者から学校への届出期日	「ラーケーションの日」 取得予定月	保護者から学校への届出期日
R7年4月	4月11日（金）	R7年11月	10月1日（水）
R7年5月	4月11日（金）	R7年12月	10月31日（金）
R7年6月	5月1日（木）	R8年1月	12月1日（月）
R7年7月	6月2日（月）	R8年2月	12月22日（月）
R7年9月	7月1日（火）	R8年3月	2月2日（月）
R7年10月	9月1日（月）		

7 その他

（1）臨時休業における給食費について

学級閉鎖等の臨時休業で午前10時までにご連絡をいただいた場合、その翌日分から給食費を免除します。なお、保護者による手続きは不要です。

（2）台風等による献立の実施日調整について

台風等により学校給食を中止した日の献立につきましては、原則翌日に実施し、以降1日ずつ献立を先送りして金曜日の献立を中止いたします。

ただし、献立によりこの限りではありません。

【問合先：あま市学校教育課（学校給食センター） ☎052-441-7666】